

会 議 記 録

会議名称	杉並区子ども・子育て会議（平成29年度第2回）		
日時	平成29年9月4日（金）19時00分～21時20分		
場所	杉並区役所 中棟6階 第4会議室		
出席者	委員名	佐々委員、徳田委員、本郷委員、福山委員、安藤委員、井口委員、高島委員、新妻委員、横川委員、中里委員、龍前委員、矢作委員、吉田委員 （欠席4名 荒川委員、上田委員、木野内委員、柴田委員）	
	事務局	子ども家庭担当部長、子育て支援課長、子ども家庭支援担当課長、保育課長、保育施設担当課長、保育施設支援担当課長、児童青少年課長、子どもの居場所づくり担当課長、障害者施策課長、杉並福祉事務所高円寺事務所担当課長、杉並保育所保健サービス課長（事務取扱） 参事	
傍聴者数	1名		
配付資料等	資料1	杉並区子ども・子育て会議委員名簿及び席次表	
	資料2	杉並区子ども・子育て会議事務局名簿	
	資料3	平成29年度杉並区個別外部監査報告書（概要版）	
	資料3-1	保育利用調整基準表等の見直しについて	
	資料4	杉並区子ども・子育て支援事業計画における教育・保育施設の量の見込み及び確保量の状況等について（進捗状況）	
	資料5(1-11)	杉並区子ども・子育て支援事業計画の各事業における進捗状況（平成28年度）	
	資料6	杉並区子ども・子育て支援事業計画の計画全体の成果（アウトカム）	
	資料7	杉並区子育て家庭実態調査について	
	資料8	杉並区子ども・子育て会議条例	
会議次第	1 開会 2 議題 （1）個別外部監査について （2）杉並区子ども・子育て支援事業計画の平成28年度における点検・評価について （3）杉並区子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直しに伴う「子育て家庭実態調査」について （4）その他		
子育て支援課長	<p>皆様、こんばんは。定刻になりましたので、平成29年度第2回子ども・子育て会議を始めさせていただきますと思います。</p> <p>私、進行を務めさせていただきます子育て支援課長の大澤でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、子ども家庭担当部長よりご挨拶申し上げます。</p>		
子ども家庭担当部長	<p>皆さん、こんばんは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。日ごろからいろいろお世話になっております。ありがとうございます。</p> <p>簡単ですが、私のほうからご挨拶ということですので、前回、待機児童解消の緊急対策の総括と今後の課題ということで、ご説明、ご報告したところなんですけれども、昨年度は精力的に保育所の整備を進めまして、定員数等大きな成果はあったんですが、残念ながら待機児童、区の定義で29名、国の定義で5名発生したという状況になっておりますが、引き続き区といたしましても待機児童の解消に取り組んでいきたいというふうに考えております。</p> <p>30年の4月に向けて、現在認可保育所等の整備をしているわけなんですけど、現在認可保育所19カ所、1,430名の定員、これは確保できるだろうと、そして、小規模保育所、これにつきまして今公募をしております、これも幾らか手が挙がってくるだろうということで、1,500は超えるのかなということも考えておりますが、区の計画では3年間で定員3,000人。29、30、31年度の3カ年で1,000人、1,000人、1,000人ということで、今後の保育需要の増加の見通しを立てておりますので、できる限り前倒しで取り組</p>		

	<p>んでいきたいというふうに考えております。</p> <p>そういった取り組みをしているところなのですが、きょうも議題の1番なんです。「個別外部監査について」ということで、今年度この監査のテーマが保育事業ということになっております。</p> <p>この監査は、区の定期監査のように金額が合っていないとか、必要な書類がないとか、そういうものではなくて、区が進めている施策や事業が適切かというか、経済性、効果性等々でどうなのかということを経済性の民間の監査人に見てもらおうと。そういったことで、きょうはその報告がございまして、あわせてその内容に関連するんですが、保育料の見直しであるとか、指数の見直し、これについては皆様方のさまざまなご意見をお聞きしたいというふうに考えておりますので、ぜひ、どんどん忌憚のないご意見をいただければというふうに思っていますので、きょうはよろしくお願ひいたします。</p>
子育て支援課長	<p>それでは、会議に入ります前に、資料の確認等をさせていただきたいと思ひます。</p> <p>まず、杉並区歯科医師会理事の改選等ございまして、第1回は山本委員ということでご出席いただいたのですが、今回以降は横川委員が歯科医師会を代表して委員として出席していただきますので、よろしくお願ひいたします。</p>
委 員	<p>よろしくお願ひいたします。</p>
子育て支援課長	<p>残余の期間ということ、31年の3月31日までということ、それから本日の出席委員ですが、13名ということ、定足数は半数ということ、会議は成立してございまして、それから欠席の連絡でございまして、公募委員の木野内委員、それから、子育て支援事業者で上田委員と柴田委員、それから、子育て支援団体の荒川委員の4名からご都合で欠席の連絡をいただいております。</p> <p>それから、資料の確認をさせていただきたいと思ひます。今回机上で配付している資料が多いので、少し確認が大変かと思ひますが、申しわけありません。</p> <p>まず、事前にお送りしましたけれども、会議次第、これは、きょう机上で配付したものを使いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それから、資料1につきましては、これも事前にお送りしたんですが、役職のところ「会長」「副会長」のところ「委員」というふうになってございましたので、これを訂正させていただきました。</p> <p>それから、資料2につきましては、これは事務局名簿でございまして、このまま、事前送付のまま使わせていただきます。</p> <p>資料3につきましては、「平成29年度杉並区個別外部監査報告書（概要版）」ということで、これは本日初めてお配りした資料でございまして、それから、資料3-1「保育利用調整基準表等の見直しについて」、これも同様で、本日初めて配らせていただきました。</p> <p>それから、資料7の別紙「杉並区子育て家庭実態調査」、調査票の案ということで、これも机上に配付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それから、第1回の会議録、これについても机上に配付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>そのほかの資料につきましては、事前にお送りした資料で使わせていただきたいと思いますというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>資料がちょっと錯綜しておりますので、説明のときに、そのたびにきちんと資料の確認をさせていただきたいというふうに考えてございまして、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、会長に引き続きお願ひいたします。</p>
会 長	<p>では、資料はその都度もう一度確認しながらということ、かなりの量になりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>議題1から入らせていただければよろしいでしょうか。議題1「個別外部監査について」、事務局からご報告をお願ひいたします。</p>
子育て支援課長	<p>それでは、先ほど机上配付しました資料3「平成29年度杉並区個別監査報告書」の概要版、それから、資料3-1「保育利用調整基準表等の見直し」、それから、保育料についての考え方について、この3点についてまとめてご報告させていただきます。</p> <p>それでは、担当課長、よろしくお願ひいたします。</p>

保育施設支援担当
課長

どうも皆様、こんばんは。保育施設支援担当課長の毛利と申します。

私のほうから、今ありましたように、杉並区個別外部監査の報告について、概要でございますけれども、ご報告させていただきます。

その後、利用調整指数のお話と、保育料の話をもた別担当からお話申し上げます。では、説明に入る前に着席させていただいてよろしいでしょうか。

お手元の資料3でございますが、この資料3には載っていませんが、この外部監査は、ことしの5月24日から8月31日まで監査の期間となっております。

外部監査の委員の方ですが、個別外部監査人として、公認会計士のワカハラミヤス様が監査人として携わっていただきました。また、監査の補助者として、公認会計士4名の方が補助としてついて、5名の方でこの監査を実施してございます。

では、お手元の資料に戻ってご説明申し上げます。

この表題、項目ごとにページ数が打ってございますが、こちらが報告書本編のページに相当するものでございます。本日席上のほうに本編をお配りすることがちょっと間に合わなかったもので、大変申しわけございませんが、委員の皆様には後日本編のほうをお送りさせていただきたいと思っております。また、本日以降、都のホームページでも本編の内容を見れるようにしてございますので、どうぞご活用ください。

きょうは、この概要版で説明させていただきます。よろしく申し上げます。

第1章の「監査の概要」でございます。監査対象は保育事業。監査の視点としては、ここにありますように、保育事業について、事務事業評価及び政策の検証を行うとともに、経済性、効率性、有効性の視点から監査を行ったと。個別論点としては、保育料、補助金の今後の扱い、保育事業の今後の方向性、区立保育園の位置づけというところでございます。

第2章「監査の結果」でございます。この1ページの表でございますが、こちらは「保育関連経費の推移」ということでございます。平成22年から27年度までが決算額、28年度はまだ決算見込み額ということになっているのでご了承願います。

一般会計のほうは、平成22年度が1,536億4,900万円です。28年度が1,762億1,600万円という推移でございますが、その中であって、保育経費、下から2番目でございますが、142億100万円、こちらが28年度におきましては285億500万円ということで、下にありますが、一般会計に占める比率として9.2%から16.2%、2倍には行っていないんですが、保育経費としては2倍近くになっているというような状況でございます。

めくっていただきまして、2ページでございますが、2ページの頭に、今申し上げたようなことが記載されているところでございます。

こちらのほう、上から2行目の後ろほうに、平成28年度は285億円を超え2倍に増加し、一般会計に占める割合も9.2%であったものが平成28年度には16.2%と、この6年間で増加しているということがうたわれております。

特に一般財源による運営費については、22年度の58億円から28年度に110億円と、2倍近くに増加しています。また、平成29年度当初予算ではさらに44億円多い155億円を計上しているというふうになってございます。今後、施設整備が進むにつれて、運営費はさらに増加していくということが予想されてございます。

次に「保育量の確保」ということでございます。保育の量の確保、こちらは杉並区の最近8年間の小学校就学前児童人口と、保育状況及び待機児童数の推移でございます。

平成29年度でございますが、就学前児童人口が2万5,259人、単位は人でございます。その中で保育需要が1万611人ございました。保育施設在籍者数1万582人ということでございます。待機児童としては29名となっております。

保育需要率、人口に対して保育の需要ということで見ますと42%でございますが、平成22年度29.7%から見て、かなり人口に対する保育の必要とする方がふえているということがこの表で見るとれます。

就学前人口に関しましては、平成22年度から増加傾向にありまして、区が策定した子ども・子育て支援事業計画の推計を上回るペースで増加続けているところでございます。それに合わせて女性の社会進出、そして、また就学前人口の増加などということで、就学前児童の保育所利用率が毎年上昇してございます。

平成15年では申込者に対する入園可能者がほぼ確保できていたんですが、その後、保育需要が高まっていまして、平成25年度には40%台まで減少しました。

そうした中で、区では、平成 25 年度に「待機児童対策緊急プラン」を策定し、また、平成 28 年の昨年度には待機児童数が 136 人となったことを受け、「すぎなみ保育緊急事態宣言」を行って、これまでにないペースで認可保育所を中心とした施設整備を行いました。その結果、平成 29 年、ことしの 4 月の申込者数は 4,457 人と昨年度より 482 人増加しているにもかかわらず、認可保育所の入所者数は 2,921 名と、昨年よりも 923 人増加いたしました。認可保育所の入所率は、28 年 4 月の 52.5%から 18 ポイント増の 70.5%となっております。

こうしたことを受け、3 番でございますけれども、「保育の質の確保と維持と向上」ということが 1 つの必要な内容というか、逆に言えば低下につながるのではないかとという懸念も出されているということでございますが、杉並区におきましては、こうした保育の区立・私立の運営主体の違いによって保育の差が生じないように、保育士の配置比率や居室面積など、国の基準を上回る杉並区の基準で取り組んでいます。

また、保育の質の維持・向上のために保育士の確保の支援として、家賃補助などの処遇改善、福利厚生面なども支援を行っているということでございます。

また「杉並区立保育園保育実践方針」の配布や周知、区内保育所の保育士等の職員の人材育成に向けての巡回指導、相談等を行っております。また、指導検査も行っているというところでございます。

4 番のおきましては、「保育施設の民営化」ということでございます。効率的な行政運営のうち、多様な主体によるサービスの提供ということが行政財政改革推進計画の方針の 1 つでございますが、区立保育園の民営化の推進も計画してございます。

4 歳児換算ベースというところでこの監査では見てございまして、差引行政コスト純額ということでございますけれども、公設公営の 1 人当たり 64 万 4,000 円に対して、民設民営ですと約半分の 32 万 4,000 円となっております。これは、運営費に国は都からの補助金等がある民設民営のほうが、補助金のない公設公営・公設民営よりも区政のコストを低くおさえることができることであるというふうに報告されております。

4 ページになりますけれども、4 ページの上のほうに、今申し上げたようなコスト純額の計算が載ってございますが、こちらは後ほどごらんいただければと思います。

保育施設の建設におきましても、区が建設しますと全額が区負担となりますが、民間が建設すると国や都から補助があるため、区の支出額が非常に低くおされられるということです。また、建てかえを要する区立保育園が多数ある現状では、区負担の園舎の建てかえコストがおさえられる民設民営方式での民営化を推進していくことが望ましいとこの報告書でうたわれてございます。保育事業費をおさえていくためには、既存の公設公営園の積極的な民営化が急務であるということでございます。

(2) では「民営化の留意点」ということで、民営化をしていくときに質の維持・向上が不可欠であるという中で、杉並区では「区立保育園の運営を民間事業者に引き継ぐためのガイドライン」を定めており、この中で公募条件等々、認可保育所基準以上の条件を課し、民営化となる区立保育園の保育目標を継承することや、合同保育の実施、民営化後も保育の質の維持・向上のために区が支援することなどが盛り込まれています。このガイドラインにより、保育経験豊かな人材が確保され、運営開始後も質の維持・向上を区が支援していくということが明記されています。

こうしたことから、この監査では、民営化により保育事業費の削減はありますけれども、保育の人材や質は維持・確保される体制となっているということでございます。

「区立保育園の位置づけ」につきましては、区立保育園には杉並区全体の保育の質の保つための中心的な役割があるという中で、現在区で行っている保育プログラム・安全面・衛生面での標準モデルとしての運営を私立保育園の数が増していく中で期待されるというところでございます。そして、現在行っている巡回相談や指導を充実強化する拠点としての機能、または障害児保育のモデル機能などが考えられるというふうになってございます。また、さまざまな機関と緊密に連携できることも区立施設ならではの強みというふうにかかれてございます。

5 番の「保育施設の運営費に係る区の支出」でございます。代表的な保育施設としては、私立認可保育所に対する区の独自加算と、認証保育所・杉並区保育室の今後について取り上げました。

まず「私立認可保育所」でございますが、運営費につきましては、国が定める公定価

格分、それに区の独自加算分が含まれてございます。
区独自の加算は、主に保育士等の加配を促し、保育体制の充実を図るための内容となっております。

私立保育園の決算を見る限りでは、これら区独自加算を含む運営費で不足がないというようとなっております。

区独自加算は区が上乗せする独自加算を設定とした背景を考慮して、国や都の補助金制度を利用して運営費を増額していくために単に上乗せしたのか、区として一定の効果を達成する施策のためなのかにより、運営費に織り込むべきものとして存続すべきか、廃止すべきか、あわせて、必要な運営費として幾らの金額を事業者に払うべきかの議論を行う必要があると思われるというふうになってございます。

その次「認証保育所」についてでございます。認証保育所は、認可保育所だけでは応えきれない大都市のニーズに対応しようとする東京都独自の制度でございます。区の利用調整対象外のため、待機児童対策として区が直接的な関与ができないものの、この東京の特性に着目した独自の基準を設定して、多くの企業の参入を促し事業者間の競争を促進することにより、産休明けから預けたい・遅い時間までの対応や送り迎えが便利な場所・行政の目の届く保育所であることなど、多様化するニーズに応える施設となっております。

認証保育所の運営費に対する国の負担はございません。そこで、都と区が負担をしているため、私立認可保育所に比べて区の負担の割合が大きいということも書かれています。

(3)が「杉並区保育室」についてです。こちらでも待機児童を解消するための対策として、平成21年度から杉並区が独自に整備した認可外の保育施設でございます。ことしの4月1日現在、区直営が7カ所、民間事業者に運営委託をしているところが16カ所でございます。この運営費相当の費用は、全額杉並区の負担となっております。

この保育室は、緊急的・臨時的に開設した施設であることから、認可保育所が整備・拡充されることによりその必要性は縮小していくと見込んでいたが、予想を上回る保育需要に対応するためふえているような状況となっております。

(4)の「認証保育所と杉並区保育室の今後について」ということでございます。認可保育所は国・都・区による負担、認証保育所は都・区による負担、杉並区保育室については区のみ負担ということでございまして、施設数の増加により支出額もふえているということでございます。

この解決策として、認証保育所や杉並区保育室の認可化の推進が極めて有効であると考えていることでございます。

ただ、一方認証保育所には開所時間が13時間と長いことや、利用者が直接申し込みできることなどから利用者のニーズがあります。また、認可化により区が求める認可基準が適用されることで、定員が少し減少してしまうということが留意する点ということございまして、また、区保育室につきましては暫定的な施設であることから、保育需要の動向によっては廃止も含めた整理を行うことが求められると、報告書ではうたっております。

次から「利用者負担（保育料）について」です。

「利用者負担の適正化」ということが(1)でうたわれてございます。保育料が保護者の負担している保護者負担金は約10億円でしかなく、95億円の保育事業費にかかる割合としては11.4%であると。東京都の平均が12.5%となっておりまして、これは日経新聞からでございますけれども、その12.5%と比べても杉並区はこの平均値を下回っていると。

また、平成27年度について、区立保育園の事業コスト、保護者負担金、保護者負担率、1人当たりの事業コストを年齢別に見ると、次の表のようになってございます。年齢が低いほど1人当たりの事業コストが高くなっているということで、これは歳児が低いほど保育士を多く必要とするということから、人件費にかかるためのものがございます。平成27年度は0歳児1人当たり373万6,000円、人件費が304万3,000円です。

これに対し、保護者の支払う保育料が0歳児が一番低くて9%、その後「3歳児未満」「3歳児」「4歳以上」と3つの区分になっております。

「区が定める保育料」が書かれておりますが、こちらは国が定めた公定価格を限度と

して区が定めてございます。この7ページの表は、国が定める標準時間の利用者負担の上限額でございます。こちらが8分類になっています。

めくっていただきまして、「杉並区が定める保育料」でございますが、杉並区が定める保育料は、年齢別・区民税所得割別に階層区分されております。階層区分が国基準8区分であるのに対して、杉並区は29区分でございます。負担能力に応じた細やかな保育料体系を設定することにより、利用者間の負担のバランスを保つためとなっておりまして、しかし、平成25年度に最高階層について3段階の区分追加と「3歳児」及び「4歳以上」の中高階層の保育料を細分化した保育料改定を行った以外は、平成9年以降20年間保育料の改定が行われていないと。その結果、杉並区の保育料は国基準の50%にも満たず、かなり低額になっているということでございます。

(4)で「保育料の見直し」ということでございます。こちらにつきましては記載のところをごらんいただければと思いますが、基本的には、就労に関しては、世帯により就労もさまざまであり、生活のために就労せざるを得ない世帯もあれば、所得は十分でありながら父・母ともに就労している世帯もあるということで、家庭・仕事のあり方、価値観が多様化している現代において、保育所は子育て家庭に対する「就労支援サービス」という側面も大きくなってきているのが現実であり、フルタイム共働きの高所得世帯への公費扶助という側面がございますということでございます。こうした利用者負担の公平の確保に当たっては、在宅で子育てを行っている世帯とのバランスも配慮する必要がありますということでございます。

9ページに移らせていただきますが、保育事業への歳出額が毎年増加している状況につきましては、こういう状況では保育料の見直しが課題となりますが、このとき次の3点を検討する必要があるということで、(1)から(3)までうたわれております。

現状の3つの区分、3歳児未満、3歳児、4歳以上児を「0歳児」「1・2歳児」「3歳児」「4歳以上児」の4つの区分に変更をすること。現在保育料が0円の区民税非課税の階層にも一定額の負担を求めること。また、杉並区の保育料は区民税所得割が85万900円以上が最高階層となっておりますが、近隣自治体と比べても低い水準であるため、階層別児童数内訳を見ると、高所得世帯にも多数児童がいることがわかるので、支払能力に余力のあるD24階層の上にさらに階層を追加し保育料負担を増額することが、応能負担の観点から望ましいというふう考えられるとうたわれております。

今後待機児童対策のための保育所新設や、現場の保育士処遇体制により多くの財源が必要とされるため、安定した質の高い保育の提供を持続的に行うためには、保育料の改定は喫緊の課題であるといえるということでございます。

あと「認証保育所利用者へ補助金」でございまして、認可保育所とは異なり、認証保育所は保育の必要性の認定を受けた家庭のみを受け入れているわけではございません。しかし、認可保育所だけでは待機児童問題を解消できずにいる現状から、認可保育所に入園できず認証保育所を利用している世帯の負担軽減を目的として、補助制度を現在設けております。この目的を考慮すると、認可保育園の保育料より低額になってしまう部分があるのですが、そういったところの設定に問題があるというふうには言っておりません。

こうした目的を徹底した補助制度を目指すのであれば、認可保育所に入所した場合の保育料と、認証保育所の保育料との差額を補助金算出することが望ましいと考えるということでは結ばれております。

「認可外保育施設利用者への補助金」です。今申し上げました補助額が定められている認証保育所、杉並区グループ保育室、杉並区保育室以外で、東京都の定める認可外保育室指導監督基準を満たして、その証明書を交付されている施設の利用者に補助金を現在支給しておりますが、こちらに対して、待機児童の救済措置として平成21年度に支給対象として以降、現在もずっと支給対象となっております。この認可外保育施設利用者の補助金は、平成27年度が5,133万9,000円であったのに対し、平成28年度は5,954万4,000円と増加しております。これが貴重な財源の圧迫につながっているということで、支給対象者の条件を厳格化することや、待機児童問題がある程度解消されるまでの時限的な対策であることを明示する等の検討が望まれるということでございます。

大変長くなって申しわけございませんでした。以上が、個別外部監査報告書のご報告でございます。

<p>保育施設担当課長</p>	<p>引き続きまして、保育施設担当課長の森と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>私からは、この個別外部監査の報告を受けまして、区のほうで2つほど見直しを考えている事業がございます。これにつきまして、皆さんのご意見を本日いただければと思っているところですので、その部分をご説明させていただきます。</p> <p>まず1点目、区としても保育料の見直しのほうを考えております。個別外部監査報告書、本日の資料3でいいますと、6ページから7ページ、8ページについて、現在の杉並区の保育料の状況が書いてございます。そして、9ページのところ、上から3行目のあたりで、保育料の見直しが課題となっているが、次の3点を検討する必要がある。1つ目が、現状の3つの区分を4つの区分に変更をする。(2)として、保育料が現在0円の区民税非課税の世帯にも一定額の負担を求める。3番としまして、現在高所得階層が一括になっているのですが、その方々に応能負担を求めるために高所得層のところをもう少し細分化して応能負担を持たせるといったご意見が、個別監査の報告書のほうでいただいております。ここを中心に、皆様方に、保育料の見直しについてのご意見を伺いたいと思います。</p> <p>もう1点ご意見をいただきたいものが、本日A4の1枚で、資料3-1としまして「保育利用調整基準表等の見直し」といったところを1枚資料としてお示ししております。こちらにつきましても、実は概要版の個別監査報告書のほうには触れてはいたのですが、本編のほうに外部監査の意見としまして、育休後の保育所入所方法の検討というのが1つ挙がっております。育児休業終了後に確実に保育園に入所できるような、不公平感のない制度が必要ではないかといったご意見をいただいております。</p> <p>これを受けまして、本日資料3-1としまして、区の見直しの検討案といったところで、この方向で検討していますとお示いたします。こちらについてご意見をと考えております。</p> <p>まず最初に、この保育利用調整基準とは何ぞやといったところがございます。こちらのほうですが、まず、保育所に入所するに当たりましては、保護者ごとに保育を必要とする事由を指数として点数化するものがございます。この点数の高い方から保育の必要性が高いということで保育所に入所するものになるのですが、この保育の指数を決めるに当たっての基準表の見直しでございます。</p> <p>資料3-1になりますが、今回の基準の見直しの観点といたしましては、保護者が安心して育児休業を取得して職場復帰できるように、育児休業に係る制度のほうを取得した方に加算する指数を加点して、保育所に入所しやすいようにするというような見直しを検討しております。</p> <p>主な改正内容としまして、まず1つ目、追加する指数でございますが、まず、育児休業制度のない自営業者の方などがいらっしゃいます。この方については育児休暇がとれないわけですから、そういった方については当初から加点をする。もう1つ、イとしまして、育児休業を取得した世帯、休業できる世帯については、次に申し込むときに加点すると考えております。</p> <p>そして、②指数の改正としまして、ここで廃止にするものがございます。現行の認可外の加点を廃止する。この認可外の加点でございますが、育休をとれる制度を持っている事業所にお勤めの方が、育休を明けた後、次のときに、入所のときに、少しでも点数を稼いでというか、指数が高くなるように、あえて育休をとれる制度があるのに育休を早めて認可外の保育所に入れる。そうすると、点数が加点される。そうすることによって、次のときに認可保育所に入りやすくしようといったことで加点制度がございますが、これが育休を安心してとるといふ制度とはちょっと逆行するところがあるといったところで、こちらの廃止を考えております。</p> <p>先ほどの追加と廃止、一対にして、育休がとりやすい制度、指数になるように考えてございます。</p> <p>適用時期については、30年4月の入所利用調整から適用するというものを検討しているところでございます。</p> <p>以上、2点についてご意見を伺えればと考えております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ご説明いただいたんですが、本体の全体を知らないで、本日改正の内容について概要版でということでご説明いただいたということですね、監査のことに關して。そうしますと、ご意見を伺うにしても、今、適用時期、指数の關係のほうのことを言いますけ</p>

	<p>れども、30年の4月ということは、来年ですよね。来年の4月からということで、そのようにしましょうということだとすると、この指数の関係のことと、もう少しその前の概要版のところでご説明いただいた、応分の負担の観点とか、そういうふうなことについてでは、年度が違うのでしょうか。先にちょっとそのことをこちら側からお伺いしたいと思います。</p>
保育施設担当課長	<p>保育料、応能負担のほうも、こちらとしては30年4月からの保育料という形で検討を考えております。</p>
会 長	<p>そうですか。30年の4月ということは、来年ですよね。ということは、申し込みとかそういうようなことに関しても、この指数の関係も関係しますし、それから、どれだけの費用を自分が負担するのだろうかということについては、従来のところでは了解しておられる方とこれからの方がおられます。区分方法が、先ほどの9ページのところで、今まで3つの区分になっていたものを4つの区分にするとか、そういうふうに改革的にするとか。この監査の保育園としてのことをベースにしながら考えていくということであるとすれば、相当なことになりますよね。お金が実際上、今までの3つの区分のときには、年度が変わりますから、お子さんがもう1歳上になるという場合には、自分の今の場合の負担がどのぐらいだろうかということ、どのぐらいふえるかとか、そういうふうなことについてのこの情報がわからないと、その額で妥当なのかどうかについて、この子育て・子ども会議のところでの意見を参考にさせていただきながらご検討いただいて、また出していただくというふうなことをやりとりをするにしても、かなりのことですよ。</p> <p>そうすると、今、この9ページのところの3つということを大きな改正点というようなことに加えて、あとの、資料の3-1で指数のことを加えて検討するにしても、今日思ったことを言っても、もともとの資料というものと対比というようなことについてがわからない場合には、単なる感想にすぎないこと、反対意見について、委員の皆様方に直感的に感じ得るご意見ということになってしまう可能性というものがあるような気がするんですね。</p> <p>会長として先に申し上げて申しわけないのですが、次回は11月ぐらいですよ。ということだと、その時点で相当検討するということであるとすれば、我々が今ここで感じたものを質問としてこれから先受けさせていただきたいと思うんですが、本当に時間的に間に合うのかがとても心配になります。</p> <p>具体的にということだと、最高層の方たちの負担のということも出ていますし、ということは、D24というから、要するに、29段階の上のほうが大体一律同じだということがもうちょっと変わるわけですよ。ということだと、やはり自分の子どもが今やっているよりは高くなるということが想定されることということがありますので、そういうことが、区民の方たちで、要するに子育てを託している方たちにとって全てかかってくるわけですから、そんなに早計にしてよろしいんじゃないでしょうかということはいえないような気がするんですけども。</p> <p>その辺は、指数の変更の、調整指数のほうについては比較的わかりやすいと思うんです。でも、費用負担のことに関する、予算に、実際の運営に関する、お金に関することですから、そのことについては、ただ30年の4月ですよって言われても、ちょっと厳しいのではないかとこのように思うのですが。</p> <p>行政の側の方から、この監査の本体の部分を読まれた上で、概要版を手がかりとしながらご説明いただいたということなのですが、こちらが気になったことを先に言わせていただきましたが、皆様方のご意見、またはご感想、もしございましたら言っていただけますでしょうか。</p> <p>今ここでそのことをしましょうと、ご意見いただきましょう。それで、すぐさまそれで引き取ってというのはあまりにもちょっと重たい課題が投げかけられたように受けとめられるのですけれども、いかがでしょうか。ご意見があれば挙手をさせていただきます、ご意見を言っていただければと思います。</p>
委 員	<p>何点かちょっと、保育園児が今、民間園ですが2名おまして、ちょっと金額で、保育料の見直しの件で思ったところなんですけれども、こちらの資料にも8ページにもあったんですけども、平成25年度の区分改定のところで、ちょうどうちの子どものときも預けておまして、すごく久しぶり上げるんだなという話があったんですけれ</p>

	<p>ども、今回また階層の上のほうのところでもまた改正があるということなんですけれども、この前回の25年度のときに、何回も上げていくというのはちょっと保護者として「えっ」というのがあってはすけれども、1回で上げるのと、子どもがふえていって施設もふやしていかれている中で、平成25年度の段階でいろいろ、先にお読みなられていたと思うんですけれども、そのところを一遍にばっと上げずに、2段階、年度を5年ぐらいありますけれども、上がるというふうになったのは、そのときにある程度上げられなかったのかなというのとはちょっと正直思っているところなんですけれども。</p> <p>あと、調整指数の廃止のところなんですけれども、認可外の加点を廃止するというんですけれども、こちらは、全部といったら変ですけれども、たしか段階があったと思うんですけれども、29年の4月の入園の申し込みの際の手引きだと、認可外施設だと4点、3点、2点というふうに分かれていると思うんですね。1年6カ月以上預けていた場合、1年以上の場合とそれ以下ですかね、で分かれていると思うんですけれども、これが全て一斉に全部ゼロにされるということなのかということもちょっと気になります。</p> <p>認可に入れなくて認可外、早めに申し込んでいたから認証に入れているというお子さんもいらっしゃるということをちょっと、ご存じだとは思いますが、認可が決まらなくて認証で拾ってくれるところがあったから働いているというお母さんもいらして、来年4月の入園の申し込みが始まると思うんですけれども、10月の頭ですよ、手引きが出るというのが</p> <p>今こういうお話、会長のほうからもありましたけれども、もう来月、1カ月満たない間にもう手引きが出てくると思うんですけれども、施設もふえていくという中で、来年どうしようか、ふえるけれども、転園しようかというお子さん、住んでいる場所とかの関係もありますし、やっぱりなるべく通いやすい場所に転園したいと思って、施設もふえると思っている中で、結構やっとならぬ認証で拾ってもらえたという人が、入れなくて認証で拾ってもらえて、次は認可に入りたいという思いがある中で、あえて早く入りたいがために認証に行かせるという人ももちろんいると思うんですけれども、そうではない方もいらっしゃる中で、一律に全て加点を廃止するというのとはちょっと。</p> <p>それで、申し込み書の中で全てを読み取るのも難しいと思うんですけれども、ちょっと酷なのかなという、同じ保育園児を持った母としては思っております。</p> <p>いろいろ言ってしまったんですけれども、細かいところとかいろいろもつとあるんですけれども、ちょっと自分も読み込み切れしていないので、ちょっとまたほかの皆さんのご意見もお伺いしたいと思っておりますので。以上になります。</p>
<p>会 長</p>	<p>委員の皆様方の意見をここで先に伺ってよろしいでしょうか。</p> <p>一つひとつ対応的だとやると、ちょっと全体的にばらつきが出てきたりということもあるかと思うんです。ご意見ございましたら。</p>
<p>委 員</p>	<p>今回、保育施設がたくさん整備され、またその建設費、あと、補助金関係で、保育関係の予算が膨らんでいる。そのことをどう解決するかという中で、保育料の見直しがあるというご説明の流れかと思うんですね。</p> <p>その中で、杉並区の保育料は国基準の50%にも満たず、かなり低額であるという表現がされていたんですけれども、国の基準というのが私の感覚からするとかなり高い。保護者が国基準で保育料を払うということがとても難しいからこそ、今まで補助をされていたのかなというふうに思っていて、今まで低く抑える、保護者に対して補助されたということは逆に誇るべきことではないのかというふうに私のほうは思っているものですから、ちょっといきなりこういう表現があったので、非常にびっくりしたのと、その流れ中で、3点の見直しのポイントが出ているんですけれども、ちょっとこれがどうしてこうなるのかなというのがよくわからないというのを率直に思っています。</p> <p>もう少し、いわゆる監査から絡んで、この点についてメスを入れるということについてのご説明をいただきたいなというふうに思っています。</p> <p>特に、非課税の階層にも一定額の負担を求めるというのがありますが、保育料のことではないんですけれども、ひとり親家庭で非課税の対象である保護者がどう思うかというのを預けているかということに絡んで、その保護者も卒園した保護者ですが、いろいろあって鬱状態の形でしばらく行けなかったことがあったんですね、仕事に。そのときいろいろ相談に乗っていたときに、生活保護とかそういうのはどうでしょうかという話をしたときには、絶対受けたくない。要するに、そういうお金をもらうことが恥ずか</p>

	<p>しいというような感覚を持っているんだなというふうに思ったわけです。何か、そういう状況にいても一定額は負担すべきでしょうという、そういうメッセージが、逆にそういうひとり親の家庭の状況の中で、もう頑張るしかないというふうに思い込むというメッセージになるんじゃないかというふうには私は、ちょっと文章を読んだときに思ったものですから、その辺も含めてどのようにお考えなのかというのは、ちょっとご説明いただきたいなと思いました。</p>
会 長	<p>そのほかの方、ご意見ございますか。</p>
委 員	<p>健常児の保育園のことばかりように、そんな気がするんですけども、障害児の親でも安心して働ける状況がつくられているのかどうかということをお聞きしたいと思います。</p> <p>医療的ケアの必要な子どもが入られる、看護師さんがいる、常駐している保育園でないと難しい。それでないと、親がつきっきりになってしまいますので、親の就労が困難になっている状況もあるので、そういう配慮というか、そういう方向性というのはいかなものかということをお聞きしたいと思います。</p>
委 員	<p>委員が私のコメントを言ってくださったようでございます。</p> <p>一応今年度は、青空の会のほうで聞きましたところ、保育園に非常に入りやすくなったということを知りましたので、ここで一言区の皆さんにお礼を言いたいなと思って、障害児枠を拡充していただきたいというリクエストはずっと入れているんですけども、受け入れ側が多分、ちょっと体制が。枠自体は変わらなくても、拡充しなくちゃいけないというふうには用意してくださった形で、多分対応がすごくよかったというふうには聞いております。</p> <p>皆さん、今年度は、青空の会のほうではですけども、ただ、重度心身障害者へのほうの枠というのはちょっと私は聞いていないので、その辺は確認していただきたいと思いますが。</p> <p>私からの質問は、8ページになります。1の(4)の保育料の見直しの、フルタイム、共働きの高所得世帯への公費補助という側面がある。利用者負担額の公平性の確保に当たっては、在宅で子育てを行っている世帯のバランスに配慮する必要がある。これももっともだと思えるんですけども、根拠である算出の計算式とか、実際に保育に対して世帯年収の何パーセントが充てられていてどう公平性が図られているのかとか、そういう議論があまりなくてぼやっとしているなというところが1つ思ったところですね。だから、世帯年収が高いんだからもっと負担をふやしてもいいんじゃないかということは書かれているんですけども、じゃ、幾らふやすのかとか、どれくらいふやすのかとか、どういう計算式で公平性を考えるのかという基本のロジックがここに書かれていない気がするなと思いました。</p> <p>もう1つ、基準表の見直しなんですけれども、この一部分だけとりあえず引っ張り出して、ここだけ見直すっていても、基準表がないとなかなかここにいる委員も検討しづらいかなと思うんですけども、きょうお持ちではないんでしょうか。まず全体のほうの。</p> <p>全部でますと40点、満点で。</p>
保育施設担当課長	<p>基準指数というのが、満点で、ご両親お2人で40点。</p>
会 長	<p>マイクでお願いできますか。</p>
委 員	<p>40点のうち1点。多分、委員の方だって皆さんご存じないので、1点なんですけれども、何に対しての1点なのかというのがわかりにくいと比較検討ができないというところもあると思います。</p> <p>ここだけ抜き出して議論するというの、ちょっと難しいかなと思っています。</p>
会 長	<p>その資料はどこかにあると思うんですが、コピーしていただくわけにいかないですか。</p>
障害者施設課長	<p>人数分。</p>
保育施設担当課長	<p>指数の資料のほうは、人数分ご用意いたします。</p>
会 長	<p>その間に、ほかの方のご意見。</p>
委 員	<p>保育料の見直しの件ですけども、私は、保育料の見直しに対してはするべきだと、以前から、子育て会議の一番最初のときから申し上げていたと思います。</p>

やっぱり、本当に20年間ですか、見直しされていないという意味で、多分20年前と今とはかなり保育を必要としているか、していないかという、家庭のものがかなり違うと思うんですね。本当に、家庭の保育を補うという意味での保育園の使用というのがすごくあったと思うんですけども、今は、両親が働くために保育園に入れるというほうの比重が高まってきているのではないかなというふうに思います。

ですから、働かないと生活できないから保育園に預けるのではなくて、やはり働くために保育園に預けるというほうが大きくなってきているのではないかなというふうに思います。

私も20年前、娘が保育園に行っていたんですけども、そのとき確かに、0、1、2はもちろん金額が、0歳はすごく高いですし、1歳、2歳とだんだん下がってくるんですけども、主人も働いていて、かなりの、多分一番高いランクのところだったんですね。ですけども、それであっても、たしか3歳に上がったときに1万6,000円だったと思うんです月額が。私は幼稚園ですから、保育園っておやつもついて、給食を食べさせてくれて、長く預かってくれて、「えっ、これで1万6,000円？」って、ちょっと私ははっきり言ってびっくりしたんですね。それで、この収入がある人もこの金額で預かってもらえるんだということに私はちょっとギャップを感じました。かなり税金が使われているだろうということを思いましたので。

やはり、ある人は多少は払ってもいいんだと思うんです。本当に、先ほど国の基準からしてみれば高過ぎるとおっしゃっていましたが、多分一番高いランクでも、今5万幾らですよ、最高額が。5万8千幾らでしたっけ、何かそんなだったと思うんですけども、本当に払える人には払ってもらうということが必要なというふう思うんですね。

それでもってやはり、先ほどおっしゃっていたシングルマザーであるとか、そういう方たちはそれではそれでまた、シングルマザーでも高収入の方はいらっしゃるんですけども、やはり苦勞して子育てしている人たちには、やはりそれなりのことをしていただくというほうが、公平感が強いのではないかなというふうに思います。

あと、今までの感じでは、高収入の人は認可保育園に入りにくいというのはすごく伺ってました。ですから、割と、0、1、2は認証に行っていて、3歳になったら幼稚園に入ってきた方もいらっしゃるんですね。そのまま保育園に行かれたほうがいいんじゃないですかという形だったんですけども、結局高収入は入りにくいというようにその方はおっしゃってました。それが1点ですね。

それから、指数のところの、認可外はもう加点しないと、これは認証は入っているということですか、認可外というのは、認証は加点しないということですね。

これはちょっと私も、知り合いに認証保育所の園長をやっている子がいるんですけども、やはりこの加点のために認証に入ってきて。それで、認証というのはどなたでも入れるんですね。これは、働いていなくても入れるということ伺ったので。そうすると、毎日来ないと。もう週に1回ぐらい預けておいて、とりあえずその加点だけを求めて認証保育所に入れる人が多いというようなことを伺ったので、やはりこういうこともちょっと考えていくことが必要なかなというふうには思いました。

例えば、待機児童の見込み量とかあるのですけれども、結局こういう方たちもどんどん含まれていくわけですよ。そうすると、見込み量の数がどんどんどんどんふえていって、この間のニュースでやっていたのは、職場復帰の人たちは待機児童に入れていないとかというのがありましたけれども、そういうのが入るとまたふえるのかもしれないけれども、やはりそういうことは見直ししていただくのがいいことなのかなというふうに思いました。

以上です。

会 長	ほかの方のご意見いかがでしょうか。お願いします。
委 員	いろいろな意見があつていいと思いますので、あえて申し上げますけれども、やっぱり保育料については見直す必要があると思っております。それは、やはり1つは、この監査の報告書の中でも近年の保育が福祉の制度からも就労支援のサービスに性格が変化しているというところ。それから、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、区の保育料が国基準の50%にも満たない、定額というところ。そして、6ページのほうにありますけれども、保護者の負担金が約10億円ということで、負担率が11.4%。23区

	<p>の平均が 12.5%というのを見ても下回っている。全体的にそういう意味で、杉並区の保育料というのは低いんじゃないだろうか。</p> <p>これは、もちろん入る方々にとっては低いに越したことはないと思いますけれども、その一方で、それはほかの方々の税金から投入されているわけですから、障害者の福祉、そして、高齢者の福祉、それからまちづくり、教育、さまざまところに使っていくにしても、杉並区の財源は限られているわけですし、そういう中で費用のバランスということを考えれば、ここは一定の負担をお願いする必要があるんじゃないかと、このように思っているところです。</p>
会 長	ご意見いただいている方も。
委 員	<p>いろいろお話を伺って、私のところは別に保育園でも幼稚園でもないので、地域子育て支援なのでちょっとという感じはありますけれども、私はこれをさっき見ている、「保育園の0歳って昔 100 万ぐらいかかったんだよ、1人」っていうのを聞いたことがあったんですけども、今じゃもう 300 万、200 万、こんなにかかっているのということにびっくりしたこと、感想みたいなことですけども。</p> <p>それから、先ほどお話があった調整指数の改正というところで、これは本当に今、つどいの広場にきているお母さんたちから、まさに今認可外に入れてポイント稼ぐのみみたいな話をよく聞いているので、本当にそうなのっていうのが実感としてあります。</p> <p>8 ページのところ、先ほどもどなたか委員がおっしゃいましたけれども、例えば、保育園と、それから在宅で子育てをしている世帯との利用者負担額の公平性の確保というの配慮が必要だとここに書いてあるけれども、じゃ、どういうふうに配慮がされるのっていうところが聞きたいなというか、それは急に聞いてもわかるものではないでしょうけれども、思うところではあります。</p> <p>それから、先ほども何か、あちこち言ってしまいますけれども、改正内容の、例えば指数の改正とか、それから保育料の見直しとかというの、私も賛成している部分が多いんですけども、この適用時期が 30 年の 4 月入所利用調整、こんな間に合うのかなというところが一番懸念されますけれども。感想です。</p>
会 長	ありがとうございます。ご意見言っていただけていない方、お願いします。
委 員	<p>本日かわって、来たばかりですので、ベーシックがないので、はっきり言ってこの資料ただいただけでは何もよくわからないんですけども、先ほど会長さんもおっしゃったとおり、それに対すること、基礎となる資料を少し見せていただきたいと、その上で答えないと、答えたら中途半端になるのかなと思っておるんですけども。</p> <p>ただ、別の観点からちょっと言わせていただきますと、私も歯科医師会のほうで保育園検診全部を担当しておりますが、あちらこちらやっておりますけれども、そのほか議会のほうでお話いろいろ聞いたりとかしておったのですが、とにかく今回保育園をつくった数が非常に多いですね。それによりまして、そちらのほうに大分予算をかなり振り分けられたと、そういったものも聞いておりますし。また、これが次年度もまた同じことだと、当然起こるんだろうと、また次年度もつくことはもうお話決まっているということでございますので。</p> <p>ただ、つくるということに対して何も反対はございませんと、数が足りなければつくって補充するべきだろうと思うことが事実ではございますし、また、そこに集まる保育士さんを何とかして集めなきゃならないわけですね。また、保育士さんのほかにも、まだほかにも栄養士さんその他いろいろあるのかもしれないかもしれませんが、そういった方たちの充てをするに関しては、やっぱりどうしてもある程度費用の負担、また、費用というのは必要じゃないのかなと。</p> <p>今私の持っている知識でお金を上げればいいのかいけなとかははっきりとこの場で申し上げられませんが、ただ、自分の個人的な感想として、やはり今のそういった世の中の状況、またいろいろ杉並区の財政状況とか聞いた上で、やはり私も上げることに関して反対ではないというのが立場ではあります。</p> <p>ただ、さっき言いましたように、会長さんの言うとおりの、もうちょっと具体的な数字なり資料なりいただかないと、やっぱりそれに対する根拠をはっきり言えないと思うので、きょうのところはここまでで勘弁していただきます。</p>
会 長	ありがとうございます。お願いします。

委 員	<p>金額のことはあまりわからないのですが、ただ私、この間ちょっと、さっき委員がおっしゃっていた、昔の方はお金が必要ということで共稼ぎをしていたということなんでしょうけれども、今の方はちょっと違って。この間私が小さいときからの、生まれたときから見ている2人きょうだい、男の子と女の子のきょうだいなんですけれども、その上の長男が銀行に就職して、それなりのお給料ももらって、妹が就活をしていて、なかなか就活が決まらなくて、私が冗談で「就活が決まらないだったら永久就職をしたどう？」とお嬢さんに話したんです。そうしたら、そのお嬢さんが言うには「お兄ちゃんにその話をしたら、お兄ちゃんは、ばかだなお前、今、永久就職して専業主婦なんことはあり得ないんだよ」そのお兄ちゃんが言ったというんです。「どうして、あなたたち2人だって、お母さんが専業主婦で育てられていい子になったんじゃない」って話をしたら、「やっぱりもう少し2人で共稼ぎをしていい生活がしたい。だから、専業主婦なんてことは絶対あり得ないから、お前そんなことを考えたら一生結婚できないよ」って言われたって、お嬢さんおっしゃったんですね。</p> <p>やっぱり、本当に必要として働いている方もいらっしゃるけれども、今のお母さんたちを見ていると、やっぱりそういう方が多いのかなと思うんですね。だから、お金のことで、お金を上げたらいいかどうか、その辺私もわかりませんが、そういう考えの方がいらっしゃるの、昔と違って本当にお金に困って働かなければいけないとか、そういう方はいらっしゃるの、やっぱりその辺もこういうことを考えたり、ちょっと考慮したほうがいいのかと思って。この間はとてもショックを受けたので、そういう考えとかも多んじゃないかと思って、皆さんにちょっとお話ししました。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。 委員、何かご意見ございますか。</p>
委 員	<p>個人的には特になんではないんですけど、今回これ監査で出てきたこと3点ということですが、これは、ある意味では監査の人がこのような意見ということで出てきたと思うのですが、これはでも、恐らくこの3点については、ある程度行政のほうでも、やはり議論というか、こういう場でもかどうかわかりませんが、されているのではないかなというふうに思います。</p> <p>あくまでも、今回の監査の意見というところで、先ほどのこの3点について30年の4月から考え直したいというようなところだと思うので、大分ある程度は方向性というか、具体的な、例えば今まで、要はお金をもらっていない階層に対しても負担がくるといふふうに書いてありますけれども、ある程度のめどといたしますか、そういうものは立っているのかというのをちょっとお聞きしたいと思いました。</p>
会 長	<p>皆さんのご意見を伺っているのですが、ご意見いかがいたしますか。</p>
委 員	<p>意見を申し上げるのもあれですけども、やはり、私、青色申告会という税金団体におりまして、きょうも税務署でいろいろな、もう次年度に対する確定申告を受けてスタートというような場面にもいたんですけども。</p> <p>やはり、つい先日、小学生向けの租税教育の一環で人生すごろくという中で、白色、青色、そして、利益、収益、そして、税金ということで、税金とはいかがなものかというようなことをいたしまして、次世代に向けての租税教育にも取り組んでいるという現実の中で、やはり杉並区というのは大変若い方たちが非常に住みやすいまちとして選んでくださっていると聞いております。そういう意味で、この保育事業への歳出額、この見直しという、3つの区分か、あるいは4つの区分かというのは、いろいろ検討することもございましょうが、ぜひ、よりよく行政の方が検討していただいて、より一層子どもたち、幼児、乳児が住みやすい親子、そして、若い人たちが、次世代を担う若い世代がぜひこの杉並区に保育に携われるように、私自身もでございますが、努力を一層いただきたいものと、感想のみで大変失礼いたします。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p>
副 会 長	<p>私からは、まず外部監査報告書に基づきまして、保育のニーズがふえる中で、さまざまな努力の中で、子どもたちの保育の受け入れというのが進んでいる一方で、いろいろなコストがかかっている中でこういう議論が進んでいるということは承知しているのですが、まず第一に、時期的に来年の4月からということの時期というものに対して、ちょっと早いところがあるんじゃないかなということが、1つ思いました。</p>

	<p>特に保育料の見直しにつきましては、ほかの委員の方のからもご指摘がありましたけれども、区民税非課税の階層の方にも一定の負担を求めるところについては、やはりいろいろな議論というか、慎重な検討が必要なのではないかなというふうな印象を持ちました。</p> <p>さらに基準表の指数の見直しにつきましては、これも10月に手引きが出るということを見ると、大変混乱が予想されるのではないかなと思います。私自身も杉並区で子どもを保育所に預けている立場ですけれども、さまざまな就労の状況だったり事情がある方がいらっしゃると思うんですね。さらに、既に委員の方もお話ありますように、いろいろな歴史を背負いながら保育所に通わせたり、通わせなかったりという方がいらっしゃると思うんですが、その中で、保護者が安心して育児休業を取得し、職場復帰できるように指数を見直したというふうにあるのですけれども、この指数の見直しが、特に来年度、4月にいきなり変更されるということが本当に安心して職場復帰、育児休業を取得するということにつながるのだろうか、その辺についてさまざまなシミュレーション、こういう方の場合にはこういうふうになるんじゃないか、変更によってどのようなメリット、デメリットも含めてですけれども、状況が予想されるのか。この場合だと自営業の方に関しては、やはり育児休業制度がないということで、大変だった面が非常に救われる部分があると思うのですけれども、じゃ、今認可外の保育所に預けている人に対してはどうなるのかというようなことについて、恐らく何らかのシミュレーション等をしていると思いますので、そのあたり、もし経緯やご説明などいただけたら大変ありがたいかなというふうに思いました。</p> <p>私からは以上です。</p>
会 長	<p>委員の皆様方からの感想というか、ご意見をいただきました。</p> <p>今、配付資料を。コピーをとっていただいた指数についての資料がお手元に届いているかと思いますが、これについて見方とか、そして、そのことで今度改定するときにはどのようなのかということについて、今お手元にある、先ほどの監査のほうの本体のほうの資料がないわけですから、一応指数のことに関しては、このことについて現行のもの、それとあわせながらということの中で、もう一度ご説明いただければありがたいです。先にそれをお願いします。</p>
保育施設担当課長	<p>では、私のほうからその指数のご説明ということで、現状の指数の状況をご説明差し上げます。</p> <p>後追いでA3の両面の資料をお配りしております。両面の左上に「基準指数」と書いてあるほうをまず見ていただけますでしょうか。</p> <p>この基準指数が、1人の保護者につき1個だけ該当になるといったところになります。</p> <p>例えば「居宅外就労」、おうちの外で働いていて、月20日以上、しかも1日8時間以上の就労の状態の方、この方ですと指数が20点ありますので、この方は20点で。保護者がお2人いた場合、2人ともそういった就労であれば、そのご家庭の指数は20点足す20の40点という形になります。</p> <p>例えば、お1人の方が20点、毎週働いていますよといったところだけでも、もう1方の方が、例えば就労外務で週3日以上交代勤務等で、一番下の週12時間以上16時間未満の就労であると、そうしますと、その方が10点になりますので、お1人の方20点、もう一方の保護者が10点、合わせて30点の基準指数であるといったところが、まずベースになります。</p> <p>その上で、資料を裏返していただきますと、「調整指数」というのがございます。この調整指数のほうですが、これは先ほどの基準指数にプラスマイナスするものということになります。</p> <p>例えば、生活保護を受けていらっしゃる方、これが指数2となっていますので、先ほどの基準指数に2点を足したものがこの方の指数となります。</p> <p>そういった形で足していって、調整指数と基準指数を合わせたものが指数になりますので、その指数の高い順に保育の必要性があるなしといったところになります。</p> <p>今回改定のほうを考えているのは、この調整指数のほうの左側の番号が振ってございますが、11番から13番、11、12、13、こちらのほうをまず廃止ということを考えて検討しているといったところです。これは先ほどの認可外のほうに6カ月以上入れている</p>

	<p>場合は2点、1年以上の場合は3点、1年6カ月以上の場合は4点、こちらのほうの廃止で、プラス、ここにはない形での指数を2つ追加で、この表にプラスしていくといったところを検討しているところでありますといったところです。</p> <p>本指数は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>もとに戻ります。皆さん方のご意見ということでみますと、保育料が20年来改定されていないということで、改正するという点については、杉並区全体の予算からすると、今回の改定はあってもいいのではないかなというようなご意見も含めて、多々あったかと思えます。</p> <p>ただ、期限的に、本当に30年の4月実施ということだと、今度保育所に入所させようと考えている人にとって書類を申請するとか、そういうふうなことについてのことで間に合うのかどうかということについては、やはりかなり厳しい状況なのかなと。もし、その厳しい状況を変えていくとすれば、どういう手順でやっていくとすると何とか間に合いますというようなことがないと、こちらとしては、やっぱり了解としてはできないかなというようなことと、それから、杉並区としてみたときに、保育関係でここが住みやすいということで、求めて転入される人やずっと住まっている方たち、そこで子ども生み、育てようとしていらっしゃる方たちが多いので、それで保育所の入所ということも多いんだと思うんですね。もちろん働くことというのが当たり前になってきたということに伴うことであろうかとは思いますが、そのことで待機児のことが出てくる、それではやはりまずいということで、緊急の対策などを講じられて、その結果としてまた予算が膨らんでしまった、予算と実際の使われる額が多くなってしまったということは事実だろうと思えます。</p> <p>そういうふうに見ると、杉並区全体の中で、どういう方針の中で、こういう状態にあるので、やはり応分の負担をしていただかないと。かなり難しい問題であるということと、それらを含めて監査のほうが提言的に、こういうことが必要なものであろうというふうに示されたものだろうと思うんですけども、その根拠として、こういうお金の額の推移があり、このことについての説得的になる意見、文言を説明的にきちんと資料を。もう少し私たち素人というのですが、にわかりやすいようなところでお示しいただかないと、なかなか意見としてということでは出せない。20年来変わっていないということに関してはやはり何か考えるべきであろうということとは当然意見としてもあるのは当然と思うんですけども、その辺のところについて、私たちに託されている意見として、考え方として、こういうふうなことがよろしいのではないのでしょうかというふうな分布ではなく、方向性に対する後押しとか、それから、疑問や課題を呈することということとは必要なんだろうと思うんです。それが、我々に託されている責務の1つであろうというふうに思います。</p> <p>そういう意味では、ちょっと説得的にさせていただくための資料ということと、期限を来年の4月にこれを実施するというようなことについては、指数のことに関しては多少なりとも動くということの可能性は全くはないかもしれませんが、費用負担のことに関してはかなり厳しい問題です。それに対して、これからの期間でどのように早めていき、今度11月でしか会議がないというようなことであるとするならば、行政側としては、担当のこのことについて取りまとめ役として今動いておられる部署としては、どのように杉並区内の中で調整して出されるのかということについてお伺いしたいと思います。</p> <p>ここの、それぞれの方々のご意見に関しては、先ほどから、ご自分の立場、いろいろなことについて言っただけということですので、それは根本的に今ご返答いただくものではないと思うんですね。その前段階のところの部分がかんがえなま、そのことでお答えいただいても、曖昧なままになってしまうというようなことがありますので、改めて委員の意見をテーブル起こしをしていただき、このことについてはということと読み取っていただく中で示していただくということがよろしいんじゃないかと思えますが。</p> <p>ただ、時期的なこと、事を進めるに当たっての時間的なこと、作業的なこと、そのようなことを含めてのことについては、どのようにしていくということの手順としてお持ちなのかということをお話いただければと思います。</p>

子ども支援課長	<p>まず、会議に当たりまして、事前に十分な資料をお配りできなかった点については、申しわけございません。おわびいたします。</p> <p>今回の保育の関連の、この3つのことにつきましては、当然意見をいただくということで、ここで決定するという事ではないわけです。皆様のご意見をいただいて、それをまたさらに私どものほうで検討していくというようなことで考えてございます。</p> <p>今、幾つか質問がありましたので、答えられる範囲でちょっとお答えはしていくというふうに思っております。その中で、11月の会議になるか、その前に個別にお知らせできるか、そこら辺はまたちょっとこちらのほうで調整をさせていただきたいというふうに考えております。</p> <p>今、ご質問いただいた中でお答えできる範囲で、担当課長あるいは、詳細については担当係長のほうからもお答えしていきたいというふうに思います。</p>
会 長	<p>お答えいただくとき、何々の件についてですと言っていただけですか。明確にさせていただきながらお答えいただきたいと思います。</p>
保育施設担当課長	<p>まず、全体像としまして、こちらの、まず保育料のほうですが、期限が間に合うのかといったご心配がありました。こちらにつきましては、前提といたしまして区の行革の計画のほうで計画されているものでございます。今年度検討して30年度実施といった計画になっておまして、この計画に基づいて区のほうでスケジューリングして進めておまして、また、この保育料につきましては、最終的には条例の改正という形になりますので、議会での了承事項という形になります。そういった中で、区で検討していく中の1つとしまして、皆様にご意見を伺いたいといった趣旨でございます。</p> <p>あと、幾つか。今回お示ししました個別外部監査報告書の内容について、幾つかご質問がございました。</p> <p>例えば、50%に満たないという表現がいかげなものであるとか、今回、9ページにある見直しのポイント3つがあるのはなぜかと、あと、8ページの公民の計算のロジックが書かれていない、さまざまあったかと思えます。こちらにつきましては、ちょっと前段のほうで説明が足りなかったかとは思いますが、この冊子自体、区のほうで関与したものではありませんで、最初申し上げました、個別監査人のほうが区のさまざまな資料をもとに書いたものでございますので、この内容についてのちょっとご質問のほうについては、区のほうではなかなかお答えしづらい、答えられない部分ではございます。</p> <p>もう1つ多かった意見としまして、指数のところ、指数の見直しで、今、先ほど申し上げたように、廃止になるのは3つの項目あるではないかといったお話がありました。廃止にする場合については、参考のことも該当と考えております。もう1つ、もう既に、今お話にあったような認可外に入れて加点ができると当然思っている方もいらっしゃるかと思えます。そういった方が、いわゆる不利にならないような形での導入を考えていきたいというふうに思っております。</p>
保育施設支援担当課長	<p>いろいろなご質問があったので、ご質問に対してお答えが至らなかったらまたお尋ねいただければと思うのですが、障害児の受け入れについてのご質問があったと思います。杉並区では、障害をお持ちのお子さんですね、それぞれ判定会議を開きまして、そのお子様が保育園の中で、いわゆる集団の保育の中でどのように過ごしていけるかということを見させていただいて、1件1件判定というか、入所について決めさせていただいているところでございます。</p> <p>また、医療的ケアにつきましては、看護師の配置ということもございましたけれども、こちらにつきましては、やはり検討しなければならないことが多いのですが、今障害児指定園というところで、糖尿のお子様が、女の子お子様に限ることがございますが、あと、血糖値の測定、この2点につきましては、その集団保育の中で対応が可能であればお受けしていくということでございます。</p> <p>医療的ケアに関しましては、ご相談がありましたら、こちら医療的ケアの会議がございまして、そちらの中で1件1件、その方の状況に応じて検討しているというところでございます。</p> <p>また、障害をお持ちの方がより入りやすくなるようにということでお話があったかと思いますが、区といたしましても、障害をお持ちの方がお仕事に行きやすい、さらに行きやすくなるように、そういった方の受け入れについて、今後もどういふふうに拡充で</p>

	<p>きるかということを検討はし続けているところでございますので、また、そういったことについて、ご報告の場があればしていきたいと思っております。</p>
保育施設担当課長	<p>1つお答えできるのにお答えしなかったことがありました。</p> <p>先ほどの高収入の方が保育園に入りにくいのではないかなというお話がございました。現在の制度、27年度から子ども・子育ての法律が始まりまして、そこで保育の必要性の認定という形になりましたので、高収入の方とか、仕事内容によって入りやすい、入りにくい制度にはなっていない状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>先ほど、保育料の改定のことについて、この監査のことを手がかりとして、ページ9のところの3つの観点がありましたよね。そういうことをもとにして保育料の改定ということが杉並区のほうで検討された上で、この資料をもとにそれが検討されて、今こういうふうにして出されたのかというふうにして受け取っていたわけですが、これをまとめたのが監査ですから、それについては答えられないというようなことでおっしゃるとすれば、保育料の改定の根拠というものについては、これをもとにしたわけではないということになるんですか。</p>
保育施設担当課長	<p>現在保育料の見直しになっているものについては、区の行政改革の計画というのがございます。こちらのほうの、いろいろな行政改革の項目があるのですが、その中の1つとして保育料の見直しといったものが入っております。</p> <p>そういった中で、29年度、今年度検討していくといった計画になっておりますので、当然区のほうで検討しておりますが、あわせてこういった外部、個別監査の内容にも保育が入っておりますので、こういった外部監査の内容を参考にしながら、こういった形の見直しが必要であるというのを考えているといったところでございます。</p>
会 長	<p>私が納得がいかないだけなのかもしれませんが、保育料の見直しは、個別に保育を託す人たちが、その応分の負担であるから、その人の所得に応じてお支払いをするということになるわけです。こちらの、先ほどの説明の経緯の中からは、この9ページのところは、監査法人のほうが出したものを根拠としてということだと受けとめました。それで、そのことを根拠としてこのようなものですかということについてがきちんとならないと納得がいかないというようなことでお話をしたわけですね。行政側がどういう全体の計画の中でそうなる、具体的にこの人たちにはこれだけの負担額が今検討されているというふうに、きちんと関係性について、根拠、戻り場としてはどこにあるのかとかいうようなことについてお示し、言っていただかないと。こちらのほうをもとにしながらのことかということ。それが勘違いかどうかわかりませんが、そのように受けとめてしまうということになっているような気がします。</p> <p>それでも、30年の4月に改定をしようとするということだとするならば、次回が11月だということになりますので、どのように変わるのかということ。ここは子ども・子育て会議ですから。この子ども・子育て会議は、杉並区の子育てに関するものについてのことをここで検討する、ご意見を聴取する場であろうと思っておりますので、その辺のところをしっかりと伝わってこない、意見をどのように言ったらいいのかわからなくなるということがあるのだらうと思っております。そのところをわかるようにしていただいて、そして、何月までに、どういう根拠のもとで、このような案として、改定案としてのことがあってということ。</p> <p>先に条例が制定されないととか議会に通らないとか、そのことは当然承知しておりますけれども、その前の段階についての根拠と、改正の大体の案を示していただかないとなかなか理解できないのではないかなというふうに思うのですが、その辺のところは、私の言ったの間違っておりますか。</p>
子育て支援課長	<p>いずれにいたしましても、行政には説明責任というのがあるわけですから、何か新しいことを始めるとか、何かを変えるときは、きちんと区民の皆様にご理解いただけるような説明が必要だということに考えております。</p> <p>そういった中で、今回こういうふうな形で説明していただいて、ある程度子ども・子育て会議にかかわって、子育て施策にある方でもちょっとわかりにくい部分があるということが意見としても出ているということは、こちらでもきちんと認識させていただいて。</p> <p>いずれにしましても、そういったことをベースに、今後、住民への説明とか、議会へ</p>

	<p>の説明とか、いろいろあるわけですがけれども、きちんとした数値根拠とか、そういったものをお示ししながら説明できるような形をとっていかねばなかなか納得していただけないというようなことであろうかと思っておりますので、そういったことについては、きちんと資料をつくりながらやっていきたいというふうに考えております。</p>
会 長	<p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>お一人おひとりの保護者の方たちはもっと理解するのに時間を要します。ご自分の負担はどうかというところで、直にごらんになることが多いですので、その根拠というものをしっかりと示していただきたい。全体を。また私たちの意見が反映されたりするということがあるといいのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>では、この件に関してはこれでよろしいでしょうか。</p> <p>では、次のほうの議題に入ります。次の議題ですね。よろしくお願ひいたします。</p>
子育て支援課長	<p>次は、前回にもご説明しましたけれども、これは子ども・子育て会議で意見を聴取して決定する事項でございます。</p> <p>きょうは案として出ささせていただきましたので、時間もかなり経過しておりますので、ざっと説明をいたしまして、これはまだ次回の子ども・子育て会議でも十分間に合いますので、少し資料の説明をさせていただきたいと思ひます。</p> <p>まず、資料4なのですが、これは「杉並区子ども・子育て支援事業計画における教育・保育施設の量の見込み及び確保量の状況等について」ということです。</p> <p>実はこれは、前回ご説明をしてございます。きょう机上配付させていただきました会議録の11ページの下のところから、保育施設担当課長が説明しているところから、12ページにかけて説明しているところでございます。説明の記載も全文起こしでさせていただいておりますので、資料4についての説明は、この会議録の紹介で割愛させていただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、資料5-1から11までを簡単に説明させていただきます。</p> <p>まず、資料5-1でございます。「妊婦健康診査」ということで、この事業については、妊婦の健康の保持・増進を図るために、妊婦に対する健康診査、そして、健康状態の把握をするというものでございます。計画数値、実績数値等書かれてございますが、実績の5,329人に対して全数実施してございます。</p> <p>ただ、計画数値よりも若干多くなっている。これは、2のほうの①に書いてありますように、妊娠届の届け出数が増加しているということに伴うものでございます。</p> <p>3番の今後の対応ですが、1行目から2行目に書いてあるんですけども、子宮頸がんの検診とH I Vの抗体検査がこれまで区の独自事業だったんですが、平成28年度から東京都の事業となりまして、東京都内の区市町村のどこの医療機関でも受けられるということになりましたので、増加が見込まれるというようなことでございます。これは、今年度数値の見直しをしますので、計画数値にも少し反映させていきたいなというふうに考えてございます。</p> <p>次に、資料の5-2でございます。「すこやか赤ちゃん訪問事業」ということで、この事業は生後4カ月までの乳児のいる家庭を保健センターの保健師や、委託をしている助産師さんや看護師さんが訪問して、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握などをして、リスクのある家庭には継続的に保健師等が関与していく事業でございます。</p> <p>これにつきましても、需要量は計画数値よりも多くなってございますけれども、全数実施してございます。これについても、出生数の増加に伴い増加したということでございます。</p> <p>3番、今後の対応ですが、今後とも対象人口がしばらく増加することが見込まれますので、これは、全数訪問といってもなかなか訪問100%までいきません。今、97.7%。そういったところでは、主任児童委員さんとか民生委員さんのご協力を得ながらやっている事業でございますので、そういった連携を行ってまいりたいというふうに考えてございます。</p> <p>それから、5-3でございます。これは「利用者支援事業」ということで、身近な地域で就学前の教育や保育などの子育て支援事業の相談や情報提供をするということでございます。これは、計画数値、実績数値とも同数でございます。</p> <p>現在5つの保健センターに併設して、5つの子どもセンターを設置してございます。</p>

それプラス、昨年12月から、和泉の子ども・子育てプラザというところを開設いたしました。ということで、5カ所プラス1カ所ということで、現在6カ所という数値になってございます。

今後ですが、30年度に子ども・子育てプラザを2カ所開設する予定でございますので、今後、しばらくの間は6カ所プラス2カ所で8カ所ということで、実施していきたいということでございます。これについても、数値の見直しの際に見直しをさせていただきます。

それから、5-4でございますが、「乳幼児親子のつどいの広場」ということでございます。ここは利用人数、実績値、計画数値よりも上回っておりますけれども、一応確保して全数実施できるようになってございます。

つどいの広場では、委員のつどいの広場と、それから、児童館で行っているゆうキッズ事業、それから、子ども・子育てプラザで行っている乳幼児の親子の居場所事業というのがございます。ゆうキッズのところマイナス1カ所になっているのは、和泉児童館が28年に閉館になったということでございます。逆に子ども・子育てプラザ1カ所というのは、先ほど言った子ども・子育てプラザ和泉が開設したことによるものでございます。これからも施設再編計画に基づきまして、児童館を再編しながら、子ども・子育てプラザを整備していくというような考えでございます。

次に、資料5-5でございます。「乳幼児の一時預かり」ということでございます。実績値、それから、実績値の需要量、それから、確保量ということで、一応満たされているということでございますが、一時預かりについては、なかなか予約したいけれども現実的にはいっぱい利用できなかったとか、そういった面がございます。そういったところを需要量のところで、今回ニーズ調査をいたしますので、数値の見直しなどをしていきたいというふうに考えてございます。

それから、5-6でございます。これは「延長保育」でございます。延長保育につきましては、保育の必要性の認定を受けて保育所等をご利用している乳幼児に対して、通常の利用時間の前後に当該の保育所等で保育を行うものということでございます。

実績数値に比べまして、確保量はかなり多くなってございます。計画数値で58%増ということで確保をみていたのですが、増加率が最大でも9.1%ということで、こういう結果になっております。

ただ、こういった事業は必要性が高いということで、ここら辺の計画数値、実績数値を見ながら、今回の数値の見直しに反映させていきたいというふうに考えてございます。

次に、5-7の「病児保育」でございます。これは現在病児保育は2カ所で実施してございます。2の①に書いてございますように、定員10名のところの実績数値、1日平均8.2人ということでございます。それから、定員6名のところ、新規開設したところなのですが、前日までに受診した医師の所見が必要なことということで、1人平均3.1人の利用率ということになっております。また、満員で利用できなかった人、キャンセル待ちの間に利用申し込みを取り消した人などがございます。

また、②のところでございますが、定員10名の開設日数が238日、定員6名のところの開設日数が243日ということでございます。確保量の計画数値が両方とも開設日数を250日というふうにして計算してございますので、この辺も見直しをしていきたいというふうに考えてございます。

今後の対応については、当初計画しておりましたように、平成31年度にさらに、今現在2カ所のところを1カ所増設して、3カ所体制を目指していきたいというふうに考えてございます。

次に、5-8でございます。「小学生対象のファミリー・サポート・センター」ということで、この事業は子育て中の保護者を対象に、放課後や通院等の際の児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、それから、援助を行うことを希望する方の相互援助の活動を行うということで、会員になっている方の人数が大きな影響を与えるということでございます。

そういうことで、今後の対応については、協力会員の増員を図るということなんですが、なかなか協力会員がふえてこないという実績もございます。そういった中で、計画数値、確保量ともに、数値の見直し、ニーズ調査を含めてやっていきたいというふうに

<p>会 長</p>	<p>考えてございます。</p> <p>次に、5-9 番でございます。「学童クラブ」でございます。学童クラブにつきましては、需要量が合計、実績として 4,261、確保量が 4,587 ということで、一応満たしているということでございますが、2 の①に書いてありますように、5・6 年生の需要が下がっている傾向がありますが、②に書いてありますように、局所的には足りなくて確保量を整備したということがございます。</p> <p>今後、保育の待機児童に見られる現象が、もうあと 2、3 年たったら学童クラブにも生じてくるということがございますので、そういったところもニーズ調査、それから、計画数値の見直し等を行いながら、十分な確保をしていきたいというふうに考えてございます。</p> <p>それから、「子どもショートステイ（子ども短期支援事業）」ということでございます。この事業は、保護者の疾病等の理由によって、家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童を対象に、児童養護施設などで必要な保護を行うものでございます。</p> <p>実績数値が確保量を満たしておりますので、今後の利用の実績の推移を見守っていききたいということで、また、ニーズ調査も含めながら、数値の見直しを行っていききたいと思っております。</p> <p>それから、最後でございますが、5-11「要保護児童等の支援のための事業」ということで、養育訪問支援事業ということですが。養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する相談、助言等を行ったり、ヘルパーの派遣を行うものでございます。</p> <p>実績数値は計画数値を上回ってございますが、確保量も実績数値と同数で、事業としては十分満たしておるということですが、この計画数値等については、ニーズ調査等も含めて見直す必要があるかなというふうに考えております。</p> <p>それから、これまで 10 の事業については、予算額と決算見込み額、これは、28 年度の予算額と、28 年度まだ決算額は確定しておりませんので見込み額ということですが、この事業については、少し乖離がございまして。この辺については、区の職員が直接行って相談に応じるというところが多くて、なかなか訪問支援ヘルパーさんを派遣して、委託で派遣するわけなのですが、そういうところの数が少ないということや、保育園に入った場合にこの事業を利用できないということもありまして、そういった中で、ちょっと決算見込み額と予算額の乖離が生じてございます。これについては、若干予算額のほうも見直していくというような方針でございまして。</p> <p>最後、資料 6 でございます。「子ども・子育て支援事業計画全体の成果（アウトカム）」ということでございます。</p> <p>指標の上 3 つ「子育てを楽しんでいると感じる人の割合」までは、区民意向調査、それから「保育園利用者満足度」については第三者評価による数値でございまして。目標数値はここに書かれているとおりでございますが、それぞれ前年と比較しますと、1 つ目の「子育てが地域に支えられていると感じる割合」は、67.10%から 71.10%になってございます。それから「地域の子育て支援サービス等が利用しやすいと感じる割合」は、55.80%から 56.40%。それから「子育てを楽しんでいると感じる人の割合」は、80.40%から 80.80%。それから保育園の利用者の満足度は第三者評価の基準と変わってございまして、86.70%で変わりはございません。</p> <p>それぞれふえてはいるのですが、上から 2 番目の「地域の子育て支援サービス等が利用しやすいと感じる割合」が目標数値と若干乖離してございます。この辺は、どの辺のサービスが利用しにくいのかという部分については、今回のニーズ調査である程度わかるのではないかとこのように考えてございますので、その結果をもって、利用しやすいサービスが提供できるよう施策の展開をしていきたいということでございます。</p> <p>以上、雑ぱくですが、点検・評価についてはご説明、今いたしました。もし今の段階でご質問、ご意見があればいただきますし、9 月いっぱいぐらいまで、これについては事務局のほうに意見をいただいて、この辺わがりにくいのでこういうふうに変えたほうがいいのかというようなこととか、そういったことがあれば意見をいただければ、11 月の子ども・子育て会議である程度の確定版として出させていただきますというふうに思っております。</p> <p>私からの説明は以上でございまして。</p> <p>ありがとうございました。今ここでということのご意見おありの方、挙手願います。</p>
------------	---

委 員	<p>学童保育をさらに拡充させていくということですが、学童保育というのは民間になっていくのでしょうか。</p> <p>それとあと、子どもの居場所ということで、今現在学童が終わってからお母さんが帰ってくるまでの間、駅でずっと待っていたりとか、それから、その子のうちで、お母さんがまだ帰ってきていないからといってお友達が入り浸ってしまったり場になってしまっているとか、そういうことが現実にあたりするんですけれども、そういう学童後の子どもの居場所づくりというのは、これはまた地域で子育てが支えられているかどうかということに関係するかどうかと思うんですけれども、区としてはどういうふうにお考えでしょうか。</p>
児童青少年課長	<p>児童青少年課長の藤山です。学童クラブのことでよろしいですね。</p> <p>まず1つ、民間委託されるかということですが、今学童クラブは児童館の中に主にあって、これを小学校の中に移していくということとをここ10年ぐらいの中で始めているんですけれども、基本的には移したタイミングで民間委託をするという方針でありますので、今後それが進むにつれて民間委託化をさせていただくというような方向で進めております。</p>
委 員	<p>いろいろ学童にかかわる民生児童委員、主任児童委員としてかかわる場合に、いろいろな問題を抱えたお子さんがいらして、学童の先生にお伺いすることが多いんですね、こういうご家庭の状況とか。そういうことがやっぱり守秘義務というのでしょうか、そういうのがありますので、こちらもお伺いするのに専門の学童の先生というのは保育士の資格を持っているとか、専門の方がなっているらしいですね。そういうことが保てるのかどうかということを知りたいです。</p>
児童青少年課長	<p>まず、学童をしている指導員、その資格につきましては、今の直営の職員と同等のものとしてございますから、そこについては保てると、保っている状況だと思います。</p> <p>さらに言いますと、民間委託するというのは、全てを民間事業者にお任せするというのではなくて、委託というのはあくまでも区の直営で、その仕事の一部、事業の一部を仕様書に基づきやっていただくというものですから、当然区が主体的に責任を持って取り組むというものでございます。</p> <p>例えば学童クラブが小学校に入っても、隣接の児童館、もともとあった児童館の場合が多いですけれども、そこが同じ立場に立って相談に乗ったりというようなことをさせていただいているというような状況ですので、特別支援児ですとか、そのほかさまざまイレギュラーに対応しなければいけないことにつきましては、一緒になってやっていくというところです。</p> <p>当然ですけれども、委託事業者を選定する際には、半年ぐらいかけて、プロポーザル、提案していただいて、それを審査するというのもやっております。といったところで、しっかりと質を確保していきたいというふうに思っております。</p> <p>2番目の質問で、学童クラブ後、親が帰ってくるまでの時間という、かなり遅い時間かなというふうなことにちょっと推測します。</p> <p>今、杉並区は、夕方は18時半まで最大延長できるというふうな状況になっていますが、今、そちらについてももう少し延長できないかというようなご要望もございます。まち・ひと・しごと総合戦略というものがあるんですけれども、そういった中で計画化し、今後さらに延ばしていくという方向で、具体的に検討しているという状況です。</p> <p>ただ、それを仮に7時にしました。7時半がいいんじゃないか、8時がいいんじゃないか、9時がいいんじゃないかとか、延長の幅についてはさまざまご意見あると思います。そういったことが小学生の子どもにとって本当にいいことなのかということをお考えあわせると、単に需要があるからということではなくて、育成環境を社会全体でどんなふう確保していくか、働き方を変えるためにどういうふう民間の方を誘導していくか、そういったことも含めて、学童需要を全て学童クラブで解決するという考え方じゃなくて、包括的にさまざま連携しながらやっていくということではないかなというふうに思っています。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>そのほかにございませんでしたら、次に……。</p>
委 員	<p>学童のことでちょっとお話があったので、私も学童のことでコメントさせていただけたらと思うんですけれども。現在息子が学童を利用してまして、ちょっと生の声で。</p>

	<p>昨年度、息子は1年生で学童に入らせていただいて、非常にハッピーだったんですね。すばらしい先生がいて。2年目上がりました。2年生になって急激に定員がふえたそうなんです。ことし1年生が多いということで。そうすると、息子が学童に行きたがらなくなったんです。いつお電話しても、結構すごい声で先生が叫んでいる状態なんです、後ろで聞いていると。去年と大分違うなど。学童クラブの雰囲気が全然違うんですよ。</p> <p>それは定員の問題もあるかなというのがあって、適切な定員を保つというのは子どもの育成にとって非常に大切な環境、幾らすばらしい先生がいても、定員をぎちぎちに入れてしまうと、環境的にちょっと難しいのかなというのが、ちょっと肌で感じたことなんです。</p> <p>保育量をふやしたということは、当然その子たちが上がってきたら学童に入るわけですから、これからどんどん定員オーバーの学童がふえてくるということは、早急にこども対応していかなくちゃいけない部分だと思うんですけども、その計画はきちんとされているのかどうかというのを伺いたいです。</p>
児童青少年課長	<p>まず、去年とことしの状況が違うということですが、これは、現場の者から伺った話を率直にお話しますと、必ずしも定員が増えた、減ったということでもないかなというのは認識しています。</p> <p>といいますのは、やっぱりこれは学童に限らず、小学校と中学校とか共通なんですけれども、なぜか学年によってとても落ちつきのある年とか、ことしの何年生はすごくちょっと活発な子が多いとか、実際にそういうことがあるというのがよく・・・</p>
委員	<p>でも、私、説明を受けたんです。かなりの増員があったって、直接説明を。</p>
児童青少年課長	<p>そうですね。それでももちろん増員ということが1つの要因という考え方もございますし、あとは、少しおっしゃられたかもしれませんが、低学年、1年生、2年生の入会希望者がとても多いということも要因の一つと考えられます。保育園みたいに歳児ごとに定員が決まっているわけじゃないんですね。1年生から6年生まで全員入ることができて、ただ、低学年のほうが指数的に入りやすいので、結果的に1年生とか2年生の割合がおのずとふえていくというような現状になっているところなんです。低年齢の方がふえていくと、少し元気な学童クラブになりがちだというような実情もございませう。</p> <p>ただやはり、大きくなることについて、私たちもしっかり考えなきゃいけないなと思っていますので、これは国の基準でも、区の基準でもあるのですけれども、1つの支援単位というのがありまして、これは40人ということなんですけれども、やっぱりその40人ということを目安にして、さまざま、例えば部屋のしつらえだったり、職員の配置であったりということをしてできる範囲の中でやっています。人員配置についても、やっぱりその人数によって、しっかり何人配置するというようなことをやらせていただいているので、そういった中で、大規模化しても安定してできる、運営できるようにというようなことはさまざま考慮させていただいているというような現状です。</p> <p>最後に、今後の計画ということで、少なくとも、平成34年ぐらいまでは、もう生まれてきている子が小学校1年生に上がる年が34年になってきますから大体わかっているのですけれども、それに向けて、毎年のように定員はふやしております。</p> <p>特に、校舎改築などのように、学校の校舎を一から設計できる場合には、学童クラブのスペースも最初から設計させていただいて、より円滑に運営しやすい、そして、定員もしっかり確保できる、そんな設計をさせていただきながら、全体の需要に対応する。それが1つと。</p> <p>もう1つ、学童クラブを学童クラブだけで受けとめるということではなくて、例えば児童館といった、学童クラブじゃない方が来れる枠というのが今までもあるわけなんですけれども、そういった事業の部分も小学校の中で、放課後等居場所事業という名前なんですけれども、一緒にやらせていただいて、高学年の方で、学童クラブに行くほどじゃないですけども、ただ児童館とか行きたいなという方もいらっしゃると思いますけれども、そういう需要をほかの部分で受けとめて、全体を運営していくと、そんなことを合わせてやっていく、そういう考えで進めています。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、次の方向でよろしいでしょうか。</p> <p>では、次の。今回のことは、ご意見があれば事務局を通してということになりますの</p>

	<p>で、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>では、次のところですね。子育ての家庭の実態ですか。</p>
子育て支援課長	<p>それでは、資料7をごらんください。「杉並区子育て家庭実態調査」ということでございますが、これは、今回数値を見直すに当たりましてのニーズ調査に合わせて、子どもの貧困対策というのですか、困窮度の具合とか、それから、行政改革推進計画の中で示されている子育て応援券の見直しとか、そういったものをあわせてアンケートをとるということで、実施するものでございます。</p> <p>調査内容とか調査対象は記載のとおりでございますが、特に今回子どもの困窮度とかを見るために、高校進学を控えた中学校2年生の児童が属する世帯の調査も実施することになっております。</p> <p>既に一度委員の皆様には、案をお送りして、ご意見をいただきました。委員の皆さんのご意見、それから、中でも修正をかけたり、また、ニーズ調査については大体方針が決まっておりますので、国で示された方針が決まっておりますので、それに基づいて、新たに行った子ども・子育てプラザとか、そういったものを加えながら、少し変更してございます。</p> <p>一応、今資料7、別紙ということでおつけしました。</p> <p>今後の予定なんですが、大体今週中ぐらいに案を実際に確定しまして、9月19日ぐらいに、もう世帯を抽出はしてございますので、そこで発送をさせていただいて、それから、10月末ぐらいには、単純集計ですけれども集計ができる予定でございます。最終的にはクロス集計といって、何歳児のこういう場合はどうだということになるのですけれども、11月の子ども・子育て会議には単純集計の結果をお出しできるかというふうに考えてございます。</p> <p>それで、委員の皆様には、大変申しわけないのですが、お願ひがございまして。もう一度ちょっと目を通していただいて、お気づきの点があれば、大変短い期間なのですけれども、あさって、6日の午前中ぐらいまでに、事務局のほうにご連絡をいただければ、まだ変更可能でございますので、そういった点でちょっとご面倒をおかけしますが、見ていただきたいというふうに考えております。</p> <p>かなり区のほうでも、皆さんのご意見を反映しながら、あと、プロの事業者とも話し合いながら精査しましたので、大分精度が高いものができているとは思いますが、それでも疑問点とかあるかと思っておりますので、ご意見をいただければというふうに思います。</p> <p>今後の予定については、先ほど申し上げましたように、次回の会議には、単純集計の結果をお出しできるというふうに考えてございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。要望として、皆さんの目をもう一度通していただくということですね。ご意見があれば、9月6日の午前中まで、事務局のほうにお寄せくださいということになります。</p> <p>一度目を通していただいたもので、また案として出てきたものですので、もう一度読んでいただければよろしいかと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それではよろしいでしょうか。</p> <p>そのほか。</p>
子育て支援課長	<p>特にこちらは無いんですけれども、全体的なことでも、もし何かあれば2、3人の委員の方に。</p>
会 長	<p>きょうの会議のですね。きょうの会議のところでの、全体のご意見ですか、ということがもしあれば、あえて。先ほど来からいろいろ申し上げた部分ということがありますが、もう一度きちんと言いたいということであれば。</p> <p>委員、お願ひします。</p>
委 員	<p>評価のところなんですけれども、運営の評価ということで、基準的なものとか、施設的なものとかというのはわかったんですけれども、保育の質に対する評価というのは、保育園というのはされているんでしょうかね。</p> <p>今出てきたのは、全部運営の評価ですよね。ただ、その保育園がどういう保育を運営しているとか、質、質と言っていますけれども、どういうところの質を向上させるための運営をしているのかという評価をされているのかなということがちょっと気になったんですね。</p>

	<p>これだけ保育園がふえていくと、保育士を確保するのが大変だし、いろいろなアパートとか、家賃補助とか、そういうものも出して。ただ、保育士が少ない中で、そんなに質のいい保育士がたくさん確保できるのかなと私は思っているんですね。</p> <p>そうなってくると、保育の質は完全に低下してくるし、そういう中での評価をしているのでしょうかということがすごく、保育内はどうなっていくのかなって。</p> <p>この間、前回は会長がおっしゃっていましたが、特に小学校就学前の5歳児というは、本当に最後の1年間、小学校就学前の教育内容というのはすごく大事だと思うんですね。そういうことに対する内容であるとか、保育の仕方であるとかということの評価されていくのかどうかということをちょっと伺いたいと思いました。</p>
子育て支援課長	<p>まず、この子ども・子育て支援事業計画の中では、やはり量というか、そういったものが中心ですので、この中で質の評価というのはなかなか難しいと思います。質の評価は個別に。</p>
保育施設支援担当課長	<p>保育施設支援担当課長です。質の維持・向上については、私たち保育課でいろいろなことをしながら取り組んでいるところがございますけれども、質の評価というところでは、東京都が行っている第三者評価で、3年に一度にはなりますけれども、東京都のほうを実施しております。そして、その評価結果につきましては、ホームページで公表されているということで、この第三者評価が、その保育園に対する具体的な評価をしているのが第三者評価だということになります。</p>
会 長	<p>全ての保育園が、認可施設の場合には第三者評価などを求める場合は、お金を出して、第三者評価をしていただくということがあったりはすると思うのですが、これだけ小規模とか、いろいろな場があった場合に、どれが質なのかということ、どこをもって見るのかということは大変な問題ですよね。</p> <p>前回の会議の中でも、公立の先生たちが、小規模やいろいろなところを見て、これで大丈夫かどうかということを見に行くということがありましたよね。その場合の観点は何かということとか、民間の長年やていらっしゃる方たちが評価者として回るとか、巡回に回るとかということはどうなのかということの意見も出たかと思うんですけども。</p> <p>杉並区ということで、杉並区の保育の質はこうであると、保育所に関しては保育所関係ですね。幼稚園は幼稚園としてそれなりにおありだと思うんですが、そういうようなことについての評価軸というのですか、評価の視点というもので示されたものがあるかどうかというようなことは、どうなんでしょうか。</p> <p>例えば、世田谷などは、もう何年前になりますけれども、世田谷区の保育についてということで、民営の方と、それから区立の保育園の方と、課の方ですかね、そういう行政の側の方たちがそろって、世田谷区の保育としてはこういうものだという小冊子をつくられたということがあるんですね。その後、来年度から保育所指針と幼稚園と認定こども園で、全て改定がされるということで、そのことによってまた内容が問われてくるものが違うであろうということも言われてはいるんですけども、一度世田谷などはそういう保育についてちゃんと示したということがあると、その上に今度改定されたというものを合わせていくと、どこがどうであろうかというようなことが、それぞれ区の従事している保育職の方たちが一同にそこに向かおうとする、それも全部チェックリストみたいになっているものというのがあったんですね。</p> <p>私などは、うちの学生の保育者論の中で、そういうものも示しながら、そして、加えて、保育所指針や幼稚園教育要領や、それから、認定こども園、全てが変わりますので、そういうことについてしっかりと押さえながら、自分たちが目指すところは何だろうかということを考えていこうというふうに、学生にも言っていますし、卒業生に関してもそういうものを示しながら、自分の保育園や、それから、公立の保育士さんたちでも、持っていない場合には、そういうものを手がかりとして自分の中での自己点検をするようにというようなことも言ったりもしているんですが、杉並の場合には、そういうものは、つくっているもので、明文化されていて、開示されているものっていうものはありませんか。</p> <p>そういうふうなことが一つひとつの手がかりとしての点検・評価ということになって、質の担保というものが一定状態のものといえるものであろうと思うのですが、そういうものがどうなんでしょうか。</p>

	<p>今、第三者評価だけということだと、それは、第三者評価をうちの園もやりますと言った人しかやれませんので、それ以外のところとの差異が出てきてしまうということになるかと思いますが。</p>
保育施設支援担当課長	<p>お答えさせていただきます。今、お話があった、ちょうど会長からもお言葉が出ましたけれども、杉並区では園長経験者、それから、心理の専門職が各園を回って、それぞれ巡回相談、巡回指導、巡回支援ということを行っております。</p> <p>園長経験者は、各園を回ってその目で、基本的には、チェックリストみたいなものはございませんけれども、杉並区立保育園が長年培ってきたものを取りまとめた杉並区立保育園実践方針というものがございまして、こちらのほうは、最近新設の各保育所には全てお配りさせていただいて、参考にさせていただいているところではございますけれども、その杉並区立の保育実践方針を1つの区のこれまで進めてきた保育ということで、ご参考にしていただきつつ、私どもが、区の園長経験者が直接私立保育園を回ってお話をさせていただくときに、そのあたりを基準にお話していくと。</p> <p>保育の質は、一概にどこが何点とか、そういうふうなとり方はしていませんけれども、いろいろな保育環境ですとか、実際の保育の内容、それから、人員の配置とか、そういったことも巡回の中で見させていただいて、保育の質の維持に努めているというところがございます。</p>
会 長	<p>この間も民間の、企業体のきょうお休みの方のほうから問われていたと思うんですが、その今の資料は開示できているものなんでしょうか。</p>
保育施設支援担当課長	<p>資料と申しますと。</p>
会 長	<p>今言った、杉並区立保育園実践方針という、そういうものは。</p>
保育施設支援担当課長	<p>杉並区立実践方針に関しては、区のホームページのほうで見れるようになってございます。</p>
会 長	<p>今度でもよろしいですけれども、一応その資料を配付していただけますか。</p>
保育施設支援担当課長	<p>了解いたしました。</p>
会 長	<p>その内容でわかるかわからないかというところもあるかと思うので、ちょっと見せていただけたら。閲覧というよりは、手元に資料としてあったほうがわかりやすいかと思えます。すみませんけれども、よろしく願います。</p> <p>それでは、9月6日までということですよ。9月6日までの間に、この今回の実態調査のそれぞれのところをごらんいただき、お気づきの点がありましたら、事務局のほうにご連絡をお願いいたします。</p> <p>その先、日程については先ほどお話しさせていただいたとおりのところに進むことになるかと思いますが。</p> <p>それでは、そのほかのことでございますか。</p>
子ども家庭担当部長	<p>先ほど、点検・評価で5-1のところ、少し表現が誤っていたところがありましたので、それは次回のときに修正させていただきます。</p>
会 長	<p>それでは、きょうは多少過ぎてしまいましたけれども、今回はこれで一応、いろいろなことがございますけれども、その後、この実態調査の結果も踏まえながらということで、さまざまなことが動いておりますけれども、それらの動向を見極めながら、私たちのこの会議の委員たちも、その後状況、それから、資料などを見ながら、いろいろと意見などをまたまとめていきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。</p> <p>では、本日はこれで閉会といたします。ちょっと長くなりましたけれども、ありがとうございました。お気をつけてお帰りくださいませ。</p>